

令和5年度 十和田市デジタル化導入支援補助金に係るQ&A

問1 支給対象となる事業について、詳しく教えてください。

- ①Wi-Fi利用環境の整備
(Wi-Fiルータの購入費・光回線の引き込み工事費・その他上記に付帯する経費)
- ②リモート会議システムの整備
(ウェブカメラ内蔵パソコン購入費・ウェブカメラ購入費・移動可能な個室ブース等の購入費・マイク及びスピーカー等の購入費・ソフトウェア利用料等に要する経費・モバイルルータ購入費・その他上記に付帯する経費)
- ③業務改善ソフトの導入
(ソフトウェア購入費、利用料・その他上記に付帯する経費)
(例) 以下の機能を有するソフトで新たに導入するもの。
RPA、OCR、会計、勤怠管理、チャットツール、名刺管理、タスク管理、ペーパーレス化、ワープロ、表計算、データベース、プレゼンツール 等
- ④電子決済端末の購入費
(端末購入費用・その他上記に付帯する経費)

問2 添付書類を教えてください。

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③個人事業主の場合は、住民票の写し及び個人事業主であることが分かる書類(住民票は同意書がある場合、省略可)
- ④法人の場合は、法人の登記事項証明書
- ⑤誓約書(様式第3号)
- ⑥市区町村税に滞納がないことを証する書類(完納証明書)
- ⑦補助事業の内容・補助対象経費の内訳が分かる書類(見積書等)

問3 申請書はどこで入手できますか。

- 申請書は十和田市情報政策課で配布しております。
市ホームページからダウンロードすることも可能です。

問4 すでに購入(発注)したものは補助の対象になりますか。

- 交付決定前に購入(発注)したものは対象となりません。
交付決定の通知が届いてから購入(発注)してください。

問5 事業計画書の経費の計算方法を教えてください。

- 総事業費=市補助金+その他
総事業費：見積額、 市補助金：総事業費×補助率、 その他：総事業費－市補助金
- ・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てます。
- ・消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除きます。

令和5年度 十和田市デジタル化導入支援補助金に係るQ&A

問6 対象とならない経費を教えてください。

- ・ 人件費
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ システム保守、管理等を主たる目的とした経費
- ・ 設備の設置等に伴う増改築に要する経費
- ・ E Cサイトの構築やホームページの作成等に要する経費
- ・ 賃料、光熱水費、通信料、広告宣伝費、消耗品購入費、手数料、保険料等の事業運営に要する経費
- ・ 補助対象者と関係のある企業及び団体、事業を営んでいない個人からの購入費
- ・ 現金換算可能なポイントでの支払い相当分や値引き費用
- ・ 予備的なものや将来に備えるものに要する経費
- ・ 販売、返品、贈与、有償レンタル等を目的とした製品、商品等の購入費
- ・ 対象経費以外の経費と混同して支払われており、対象経費との支払いの区分が難しいもの
- ・ その他、上記に類するもの

問7 他の補助金と併用できますか。

- 他の補助金の交付決定を受けている経費は対象となりません。

問8 複数の店舗を経営していますが、それぞれの店舗ごとに申請することはできますか。

- 申請・給付は事業者単位となりますので、同一経営者の場合、店舗ごとに申請をすることはできません。

問9 申請期間・申請方法は？

- 申請期間は令和5年5月1日～予算が終了するまでとなりますが、2月末までに事業が完了し、実績報告書を提出することが条件です。（補助金の交付決定は先着順により、予算の範囲内で行います。）
- 申請書類は持参により提出してください。

問10 給付金はいつ頃支給されますか。

- 補助金は、対象事業終了後の精算払いとなります。
- 実績報告に係る書類を提出後、おおむね2週間で支給の可否を決定し、その後、1週間程度で支給となります。

問11 振込先は誰でもよいですか。（各店舗の店長など）

- 事業主の口座（法人の場合は法人口座）のみとなります。
- ※実績報告の時期までに、補助金を振り込むための口座の登録（債権者登録手続き）を済ませてください。